

## 琉球大学大学院理工学研究科博士後期課程の学位授与に関する申合せ

平成12年9月28日  
理工学研究科委員会決定

- 1 この申合せは、琉球大学大学院理工学研究科の学位授与に関する取扱細則（以下「細則」という。）第31条の規定に基づき、学位授与に関し必要な事項を定める。
- 2 課程博士における学位論文審査の申請にあたっては、申請日の時点で、博士前期課程の各専攻又は各講座が認定した査読付き学術論文誌等に2編以上の関連論文が掲載されているか、若しくは掲載が決定していることとする。ただし、関連論文のうち少なくとも1編は、申請者が主要著者であることとする。また、英語による関連論文が1編以上あることとする。それが無い場合は、上記に加えてプロシーディング等に掲載された英語の論文を有することとする。なお、これらの関連論文は、共著者の学位取得に際して使用されていないものに限る。
- 3 論文博士における学位論文の申請にあたっては、申請日の時点で、博士前期課程の各専攻又は各講座が認定した査読付き学術論文誌等に4編以上の関連論文が掲載されているか、若しくは掲載が決定していることとする。ただし、関連論文のうち少なくとも2編は、申請者が主要著者であることとする。また、英語による関連論文が1編以上あることとする。なお、これらの関連論文は、他の共著者の学位取得に際して使用されていないものに限る。
- 4 細則第25条第1項第1号に掲げる者で、退学後1年以内に学位申請し審査に合格した者は、本研究科の課程博士として扱う。また、退学後1年以上3年以内に学位申請した者については上記2の要件を適用するものとする。
- 5 論文博士における学位論文では、細則第30条の「学力の確認」のうち、外国語については英語を課し、筆記試験により行うものとする。「学力の確認」は、専攻主任と主査（又は副査）により実施し、その結果を専攻会議の議を経て理工学研究科長へ報告することとする。
- 6 細則第21条により研究科委員会で否決された者は、再度学位申請をすることができる。ただし、審査は予備審査から行うものとする。
- 7 この申合せに定めるもののほか、学位授与に関し専攻において必要な事項は、理工学研究科委員会の議を経て各専攻において定める。

附 則

この申合せは、平成16年 5月26日から施行する。

附 則

この申合せは、平成22年 9月22日から施行する。

附 則（平成23年 1月19日）

この申合せは、平成23年 4月 1日から施行する。

附 則（平成26年1月29日）

この申合せは、平成26年1月29日から施行し、平成25年4月1日から適用する。